

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（自治労中央委員会特集号） 2026年6月2日 NO. 730

自治労中央委員会5月29日―30日に開催 当面の方針、確定闘争と春闘中間総括を決定

自治労の中央委員会が、代議員は対面、傍聴はWEBでの参加でした。傍聴で参加してきました。第1号議案は、当面の闘争方針（案）、報告は、一般経過報告、2024自治体確定闘争総括（案）、2025自治労春闘中間総括（案）でした。いずれの議案も報告も、圧倒的多数の賛成で決定されました。

石上委員長は、あいさつで、政治の問題、7月参議院選挙、減税論に触れ将来どのような社会を目指すのか、岸まきこの必勝で自治労の組織的力量が問われているなど、決意を表明しました。

各県本部から本部方針を支持、補強する立場 からの発言が多数ありました

賃金労働条件、子育て支援、郵便局への自治体業務の一部委託、公共労働サービスの結集、再任用職員の一時金、労働安全衛生の熱中症対策、平和の取り組み戦後80年、政治闘争、新規採用者の組合加入、会計年度任用職員の賃上げ、組織強化、現業職場の課題と人員確保、公立病院の賃金削減、地域手当、年金医療政策、2025春闘での賃上げ、寒冷地手当、被災自治体の離職問題、防衛費の削減を社会保障費に活かす、被爆80年、60歳超職員の賃金7割、旅費改正、消防職員の団結権、福祉医療サービスなどについて、各県本部から発言がありました。

「岸まきこ」の参議院選については、ほとんどの県本部から必勝の決意が表明されました。佐賀県選挙区の「富永あけみ」と大分県選挙区の「吉田ただとも」についても、取り組みが報告されていました。

自治労組合員の総結集と団結、本部・県本部・単組が一丸となって闘い抜く闘争宣言

1. 人勧期・自治体賃金確定期に向けた取り組み。春闘の結果を公務労働者へ確実に波及させる。
2. 産別統一闘争と組織強化・拡大の取り組み。人員確保闘争、現業・公企統一闘争。新規採用者や未加入者の加入拡大。
3. 地方自治・地方財政確立の取り組み。財源なき減税は、住民サービスの質的低下が懸念される。必要な財源の確保と地方財政の拡充。
4. 平和を守る闘い。核兵器禁止条約への署名・批准。世界各国との協調・対話、武力衝突を回避する外交努力。
5. 参議院選挙の自治労組織内候補予定者の必勝。地域公共サービスの拡充や地方自治の確立、住民や労働者に軸足を置いた政策実現。

これらの取り組みを通じて自治労組合員の総結集と団結をはかり、本部・県本部・単組が一丸となって、闘い抜く。

都労連妥結 夏季一時金2.425月分を6月30日に支給 現行条例・規則どおり

都労連は、回答指定日の5月23日の団体交渉で、夏季一時金要求に関して回答を受けました。都側は、「現行の条例、規則どおり、期末手当1.25月分、勤勉手当1.175月分、合計2.425月分を、また、定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当0.70月分、勤勉手当0.575月分、合計1.275月分を、6月30日に支給する」と回答しました。

物価の上昇により実質賃金が低下し、生活が苦しくなっている実態や民間の春闘結果からして、引き上げに期待を寄せていた組合員も多くいたことでしょう。現下の厳しい状況を打ち破ることはできず、極めて残念な結果です。

また、育児や介護などの本人の責任によらない事項については、在職期間や勤務期間から除算するべきではありません。少子化対策や高齢者対策としても、必要なことです。

夏季休暇改善要求に対する回答も現行どおり

夏季休暇の日数は、現行どおり5日、取得期間については昨年度の確定闘争妥結で、6月1日から10月31日までとなっています。

夏が近づいてきた 学校プールの老朽化のため、集約化・共同利用の動き

学校プールは、老朽化や維持のための負担増によって、各学校において、維持・管理することが難しくなっています。そのため、各自治体の状況に応じて、様々な工夫を行い、水泳機会の創出を行っています。

【学校プールの共同利用】

- ・稼働率を基に必要プールを決定
- ・各学校で保有していたプールを集約化し、共同利用

【公営プールの共同利用】

- ・公営プール（室内温水）を活用し、水泳授業の時期平準化
- ・指定管理の仕様として組み込み実施

【民営プールの共同利用】

- ・インストラクターの指導による水泳指導の質の向上
- ・充実した施設やプール管理の負担軽減

【学校プールを社会体育施設】

- ・学校に併設プールを社会体育施設とし、授業以外の時間帯を一般開放し、フル活用

学校プールの在り方について文部科学省通知

昨年7月、文部科学省は、「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について」通知を出しました。学校プールの管理業務に関する教師等の負担を軽減する取り組みとして、指定管理者制度を活用したり、民間業者へ委託したりすることを通じて、教師等の負担を軽減するとしています。引き続き学校で学校プールの管理を行う場合でも、管理員の配置や自動で給水を止めるためのシステムの導入、複層的なチェック体制の構築、マニュアルの作成等を通じ、特定の教師等に任せきりにせず、適切に行うための環境整備を徹底するようにとしています。